

九軌・九水を暴逆を逆葬れ！

九州電氣工業 爭議真相發表大演說會

法人 協調會福岡出張所

△九軌・九水の争議は何故起つたか！
△われくは「九軌・九水」を何故に「非國民」××奴」と呼ぶか！

△菱形常務取締役は同故にコリ泥の如く、小倉市内の宿屋を轉々と逃げ廻つてゐるか！
△日本一の高い電灯料で市民を搾り、その上労働者の血汗まで、「九軌・九水」の悪逆を徹底的に糺弾せよ！

六十日夜七時
萬德寺

金田

(入場無料)

主 壇
上 全 金田方出席者主坐
久保 時造
元 阪 順 次
伊藤卯四郎
辯士
その他の争議團員、應援團一同

法人 協調會福岡出張所

争議の真相を發表し市民諸氏に訴ふ！

今回の争議につきまして少からず有識諸賢の御心痛をわざわらわしてることを深く御詫び致します、就きましては何故に争議をやらなければならなかつたかその理由を簡単に申述べて御諒解を得たいと思ひます。

一、會社の不信義

當會社は昭和五年にも同様の紛議がありまして圓滿に解決したのであります。が、如何にその衝に當つた人を轉職或は解雇しまして、未だに解決條件の實施を致して居りません。

二、私共は自重して

併し私共は、經濟界の事情もあり、只管誠心誠意を以て、會社の業績の向上に協力して會社自らの反省を盡して、或は禮節を盡して來たのであります。が、如何に會社側はせん、私共の微意は遂ひに會社の汲む處となりませんでした。

三、同業會社に比較して低劣な待遇

茲に至つて己むを得ず六月十六日正式に嘆願書を提出する事にしたのであります。嘆願書と言へども會社の經營狀態を考へての御願でありまして、根本は昭和五年の解決條件の實施に外ならぬものであります。日給の如きは平均一圓二十錢、同業の帝國、日本の兩職素會社に比較すると、三割～四割方安く、十歳餘を勤務した職工長で月收五拾圓（微夜作業も含めて）にも満たない状態で他はおして御諒察を御願ひします。

四、嘆願

一、最低賃金一圓三十錢を支給されなし
二、年二回の昇給を全從業員に漏なくされなし
三、除隊工制度を廢し普通職工として採用されなし
四、退職手當を制定し社則に發表されなし
五、團體協約並勞資協定委員會を設定せられなし
六、外六項目

五、我等は紛議を好まず

右の嘆願書に基き私共は辞を低ぶして再三會社の反省を促し、事件の平和的解決の爲めにイキでもやるならやれと放言したのであります。
が、常務菱形重之氏の言葉は「労働條件が他會社より悪い事は判つてゐる、儲けてゐる事も事實である、併し九水の方針だから己むを得ない」と。何たる暴言だ！

この常務の暴言にも拘らず、私共は最後まで一縷の希望をつなぎ、七月六日朝「今一度膝をつきあわせて、平和的解決に努力するの意志はないか」と最後の私共としては、極めて屈辱的な交渉を試みましたが、これもすげなく會社に一蹴され、私共の圓滿なる解決への力は悉く水泡に歸し、罷業をやらねばならぬ立場に追つめられたのであります。

事茲に至つて私共は七月六日午後一時を期してやむを得ず罷業を実行したのであります。争議の真相……經過については最近中演説會を催して更に詳しく御報告申上する筈であります。が以上の理由で、これもすげなく會社に一蹴され、私共の圓滿なる解決の批判を御同情に訴へる次第であります。

罪業を犯す決行
昭和十年七月

九州電氣工業小倉工場爭議團
日本労働總同盟九州聯合會
小倉市南山越町 電話一、二六三番